

# 介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンター

## 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団永寿会が開設する介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンター（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンター
- (2) 開設年月日 平成17年5月23日
- (3) 所在地 東京都三鷹市下連雀9-2-7
- (4) 電話番号 0422-70-0700 FAX 番号0422-70-0701
- (5) 管理者名 吉田宏
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1357081417号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 管理者         | 1人(老健兼務) |
| (2) 医師          | 1人(老健兼務) |
| (3) 看護職員・介護職員   | 6人以上     |
| (4) 支援相談員       | 1人以上     |
| (5) 理学療法士・作業療法士 | 0.6人以上   |
| (6) 管理栄養士       | 1人(老健兼務) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 事務員は、庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りではない。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は60人とする。

- 2 上記定員数の内、介護予防通所リハビリテーションの利用定員の最大数を20人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう)医師、理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、及び言語その他必要リハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

※各種加算を受ける場合は、以下列記する。

5 入浴を利用された際に入浴介助加算を算定する。

6 個別のリハビリテーション実施計画を策定しリハビリを実施した場合にはリハビリテーションマネジメント加算を算定する。

6 個別リハビリテーションを実施した場合には短期集中リハビリテーション加算を算定する。

7 若年性認知症の利用者に特性に応じたサービスを提供した場合に若年性認知症ケア加算を算定する。

8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)において、栄養ケア計画を作成し評価と計画を実施した場合に栄養マネジメント加算(栄養改善加算)を算定する。

9 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)において、口腔機能改善の為に計画を実施した場合には口腔機能向上加算を算定する。

10 理学療法士、及び作業療法士がご家庭を訪問し運動機能等の検査、療養上の指導を行った場合には訪問検査加算を算定する。

11 介護予防通所リハビリテーションにおいて、運動機能向上に係る個別の計画を作成し、それに基づいて適切なサービスを実施した場合には運動機能向上加算を算定する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとす。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 食費、日用品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用約款に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下の表のとおりとする。

三鷹市	井口	1丁目～3丁目
	井の頭	2丁目～5丁目
	大沢	1丁目
	上連雀	2丁目～9丁目
	北野	1丁目～3丁目
	下連雀	1丁目～9丁目
	新川	2丁目～6丁目
	深大寺	1丁目・2丁目
	中原	2丁目～4丁目
	野崎	1丁目～4丁目
	牟礼	2丁目～7丁目
武蔵野市	境南町	1丁目～3丁目・5丁目
調布市	深大寺東	7丁目・8丁目
	深大寺北	1丁目・3丁目～7丁目

(虐待の防止等)

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、虐待防止のための指針（別添）を定め、人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備する。

(身体の拘束等)

第 13 条 入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 14 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
- ・食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒・喫煙は、飲酒は原則禁止、喫煙は敷地内全館禁煙とする。
- ・火気の取扱いは、禁止する。火器の持ち込みについても同様とする。
- ・設備・備品の利用は、施設の許可が必要となる。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限のものとし、危険物の持ち込みは禁止する。
- ・金銭・貴重品の管理は原則持ち込み禁止とし、その他においては自己管理を原則とする。

- ・通所リハビリテーション利用中の他科受診は、健康保険上の制約により原則できない。
- ・宗教活動は信仰は個人の権利として保障されるが、他利用者への勧誘行為等は禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供する。事故発生の防止のために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定め医療法人社団永寿会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 22 条 通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団永寿会介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンターの管理者会議において定めるものとする。

付則

平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

平成 18 年 2 月 1 日 「第 8 条 利用定員」の変更に伴い、「第 5 条 従業者の職種・員数」、「第 11 条 通常の事業の実施地域」を変更。

平成 18 年 8 月 1 日 介護予防通所リハビリテーション事業の追加により、サービス名称等、関連条文を変更。「第 11 条 通常の事業の実施地域」の変更。  
「第 12 条 身体の拘束等」「第 13 条 褥瘡対策等」「第 16 条 事故発生の防止及び発生時の対応」を追記。

平成 26 年 4 月 1 日 介護報酬改定に伴い「第 10 条 利用者負担の額」一部変更

平成 27 年 4 月 1 日 介護報酬改定に伴い「第 10 条 利用者負担の額」一部変更

平成 28 年 4 月 1 日 介護報酬改定に伴い「第 10 条 利用者負担の額」一部変更

平成 30 年 4 月 1 日 介護報酬改定に伴い「第 10 条 利用者負担の額」一部変更

令和 6 年 3 月 1 日 「第 12 条 虐待の防止等」を追記。